

オ八條 但し地域の特殊性に依り増減スルコトアルヘシ  
救援ハ左ノ通りトス

一 火災罹災 甲 全焼ニ対シ 金壹千圓也  
乙 半焼ニ対シ 金壹百圓也

オ九條 一 会負死亡ニ対シテ金貳拾圓也、甲財金ヲ贈ルモ、トス  
救援金ヲ受ケントスル場合ハ其ノ事由發生后滞滞ナク所屈組合ヲ通シ

オ十條 本会ニ通告スルモ、トス  
火災罹災者ハ本会ヨリ承遺シタル調査委員ノ調査ニ対シ故ナクシテ之

オ十一條 レヲ拒ムコトヲ得ス  
左ニ掲ケル損傷ニ対シテハ本会ハ救援金ヲ贈呈セス

一 天災地変ノ為ニシタル火災及ヒ其ノ延焼其他ノ損害  
ニ会負又ハ其ノ利益ヲ共ニスル者ノ惡意ニ因リ生シタル損害

オ十二條 二 会負ニシテ住所ノ變動ノ届出ヲ怠リタル場合ノ損害  
全焼ニ達セザル場合及ビ小部令ノ罹災ニ対シテハ調査委員合評ノ上

是レヲ決定シ適當額ノ救援金ヲ贈ル

オ四章 會計

オ十三條 本会ノ會計年度ハ毎年五月一日ニ始マリ翌年四月卅日ヲ以テ終了トシ  
年度内剰余金ハ年度大会ニ於テ其ノ処分方法ヲ決定ス

オ十四條 本会ノ財産ハ常時 銀行ニ預金シ通帳ハ會計係ニシテ保管シ印章ハ  
会長此レヲ保管スルモ、トス

オ十五條 本会ハ財産並ニ會計簿ハ毎月必ス何名以上ノ會計検査委員ノ嚴密ナル  
検査ヲ受ケ之レヲ認印ヲ非メ置クモ、トス

オ十六條 本会ノ財産並ニ事業狀態ハ毎月一般會員ニ報告スルモ、トス

オ五章 総則

オ十七條 本会ニ左ノ機關ヲ設ク

一 年度大会 二 理事会 三 常任理事会 四 役員總會

(一) 年度大会ハ本会最高ノ決議機關ニシテ代議員理事ヲ以テ構成シ會  
長之ヲ召集ス

(二) 理事ハ理事ヲ以テ構成シ業務ニ任スルモ、トス

(三) 常任理事会ハ常任理事ヲ以テ構成シ常時業務ノ執行ニ任スルモ、  
トス

(四) 役員總會ハ理事會計係ヲ以テ構成シ次期大会迄ノ最高機關トス

オ六章 役員

オ十八條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 会長一名

(二) 理事 若干名

(三) 會計 一名

(四) 會計検査員 若干名

(一) 会長ハ本会ヲ代表シ一切ノ責ニ任シ業務ヲ統理ス

(二) 理事ハ各職場ヨリ各一名宛選出シ會長ヲ輔ケ業務ノ調査並ニ多理  
決定ス

(三) 理事中ヨリ常任理事ヲ若干名互選シ常時中央部ニ於テ會長ヲ輔ケ  
業務ニ任ス

(四) 會計ハ理事中ヨリ互選シ會計一扣ノ責ニ任ス

(五) 會計検査委員ハ各職場ヨリ一各宛選出シ會計並ニ業務上ノ監査